

委員会提出議案第 3 号

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 18 日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 山本 みちよ

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

立川市議会委員会条例（昭和31年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人</p> <p>市長公室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）、<u>政策財務部</u>、行政管理部、<u>危機管理対策室</u>、<u>市民部</u>、公営競技事業部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) <u>厚生委員会</u> 7人</p> <p><u>子ども家庭部</u>、<u>保健医療部</u>及び<u>福祉部</u>に関する事項</p> <p>(3) <u>環境まちづくり委員会</u> 7人</p> <p><u>環境資源循環部</u>、<u>都市整備部</u>、<u>産業まちづくり部</u>及び<u>農業委員会</u>に関する事項</p> <p>(4) 文教委員会 7人</p> <p>市長公室（総合教育会議に関する事項に限る。）、<u>文化スポーツ部</u>及び<u>教育委員会</u>に関する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人</p> <p>市長公室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）、<u>総合政策部</u>、行政管理部、<u>財務部</u>、<u>市民生活部</u>、公営競技事業部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) <u>厚生産業委員会</u> 7人</p> <p><u>産業文化スポーツ部</u>、<u>子ども家庭部</u>、<u>福祉部</u>、<u>保健医療部</u>及び<u>農業委員会</u>に関する事項</p> <p>(3) <u>環境建設委員会</u> 7人</p> <p><u>まちづくり部</u>、<u>基盤整備部</u>及び<u>環境資源循環部</u>に関する事項</p> <p>(4) 文教委員会 7人</p> <p>市長公室（総合教育会議に関する事項に限る。）及び<u>教育委員会</u>に関する事項</p>

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の立川市議会委員会条例第2条第2項第1号に掲げる総務委員会（以下「旧総務委員会」という。）、同項第2号に掲げる厚生産業委員会（以下「厚生産業委員会」という。）、同項第3号に掲げる環境建設委員会（以下「環境建設委員会」という。）又は同項第4号に掲げる文教委員会（以下「旧文教委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ、この条例による改正後の立川市議会委員会条例第2条第2項第1号に掲げる総務委員会（以下「新総務委員会」という。）、同項第2号に掲げる厚生委員会（以下「厚生委員会」という。）、同項第3号に掲げる環境まちづくり委員会（以下「環境まちづくり委員会」という。）又は同項第4号に掲げる文教委員会（以下「新文教委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員になるものとし、その任期は、それぞれ、現に選任されている旧総務委員会、厚生産業委員会、環境建設委員会又は旧文教委員会の委員としての任期の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧総務委員会、厚生産業委員会、環境建設委員会又は旧文教委員会に付議されている事件は、それぞれ、新総務委員会、厚生委員会、環境まちづくり委員会又は新文教委員会に付議された事件とみなす。